

令和4年度

南アルプス市
国民健康保険運営協議会会議録

令和4年6月16日 開会

令和4年6月16日 閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和 4 年度

南アルプス市国民健康保険運営協議会

6 月 1 6 日

令和4年6月16日
午後7時00分 開議
於 白根生涯学習センター

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員自己紹介
5. 職員自己紹介
6. 運営協議会について
7. 会長及び副会長の選任について
8. 会長あいさつ
9. 議事
 - 議事録署名委員の指名
 - 議事案件
 - (1) 国民健康保険の状況等について
 - (2) 特定健診等について
10. その他
11. 閉会

出席委員(18名)

| | |
|---------|---------|
| 清水 栄 男 | 桐 生 友 明 |
| 内 藤 昌 子 | 海 野 まゆみ |
| 杉 山 寿美江 | 秋 山 伝 |
| 戸 澤 英 子 | 鯨 刀 秀 樹 |
| 名 取 泰 | 今 村 幸 治 |
| 南 部 美 和 | 横 内 里 花 |
| 深 沢 眞 吾 | 齊 藤 和 磨 |
| 河 野 裕 樹 | 鯨 刀 仁 |
| 小 山 篤 | 池 川 正 美 |

欠席委員(1名)

塩 谷 進

議事録署名委員

| | |
|--------|---------|
| 清水 栄 男 | 戸 澤 英 子 |
|--------|---------|

出席者

| | | |
|-------|-----|---------|
| 国保事務局 | 部 長 | 内 田 一 也 |
| | 課 長 | 細 田 一 樹 |
| | | 中 丸 哲 也 |
| | | 荻 野 尚 子 |
| | | 中 島 智 史 |
| | | 長 澤 友 和 |
| | | 櫻 田 正 人 |

開会 午後 7時00分

○進行（細田課長）

皆さん、お揃いですので、ただいまから南アルプス市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

本日は、夜分お疲れのところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、国保年金課課長の細田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、会議の進行を務めさせていただきます。

なお、保険医代表の塩谷委員から、本日の会議を欠席する旨の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。

はじめに、委嘱状の交付を行います。

委嘱につきましては、国民健康保険法施行令により国民健康保険運営協議会委員の任期を3年と規定されております。第9期の委員の任期が、本年5月31日で満了したため、第10期の運営協議会委員の委嘱をさせていただくものであります。

本来でありましたら、市長から委員の皆さま全員に委嘱状の交付をさせていただくところではございますが、コロナ禍ということもあり、また、時間の関係上、代表で名簿の一番上の被保険者代表、清水栄男さまのみに交付し、他の委員の皆さまには、お手元に配布させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、金丸市長、お願いします。

（委嘱状交付）

ありがとうございました。

以上で、委嘱状の交付を終わります。

続きまして、金丸市長からあいさつを申し上げます。

市長、お願いします。

○市長（金丸一元）

皆さま、こんばんは。市長の金丸です。一言あいさつを申し上げます。

本日は、公私共にご多忙の中、また、夜分お疲れのところを、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆さま方には、日ごろより市政ならびに国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解、ご協力をいただいていること、心より厚く感謝申し上げます。

この協議会は、国民健康保険事業の適正な運営のため、予算や制度改正などの重要事項についてご審議をいただき、ご意見や答申をいただいております。

先ほど、委嘱をさせていただきました19名の委員の皆さまには、今後、市の国保運営について、忌憚のないご意見等を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、国民健康保険制度は、平成30年4月から山梨県が国保財政運営の責任主体となったところであり、責任主体が県に移行いたしました。各市町村により状況が異なるため、被保険者の皆さんに納めていただく保険税や保険事業が全て県内で統一されたわけではありません。国保事業に要する納付金を県に納めるにあたり、それに必要となる国保税の税率は各市町村で決定することになっております。

従いまして、本市の国保財政につきましても、国保加入者の減少により保険税収入が減少し、納付金を納めるための財源の確保が課題になってくると認識をしております。

市といたしましては、今後、国や県の保険料統一に向けた取り組みを注視しながら、被保険者の皆さまが安心して医療を受け、健康的な生活を送ることができますよう、的確な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、国保運営へのご協力、お力添えを賜りますよう、重ねてお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

今晚は、よろしく願いいたします。

○進行（細田課長）

ありがとうございました。

なお、市長は、このあと別の公務があり、ここで退席をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思っております。

あらためまして、本日が、第10期運営協議会の初めての会議となります。

恐れ入りますが、ここで委員の皆さま方から自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、被保険者代表の清水さまから、席の順番にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員（清水栄男）

八田地区の被保険者代表の清水です。よろしく願いいたします。

○委員（桐生友明）

こんばんは。白根地区被保険者代表の桐生と申します。よろしく願いいたします。

○委員（内藤昌子）

芦安から来ました、内藤と申します。芦安で「アルプス t e i」というカフェをやっています。よろしく願いいたします。

○委員（海野まゆみ）

若草地区代表の海野でございます。よろしく願いいたします。

○委員（杉山寿美枝）

こんばんは。楡形地区被保険者代表の杉山と申します。よろしく願いいたします。

○委員（秋山伝）

甲西地区の被保険者代表、秋山伝と申します。よろしく願いいたします。

○委員（南部美和）

南アルプス市愛育会会長をさせていただいています、南部と申します。よろしく願いいたします。

○委員（横内里花）

こんばんは。食生活改善推進委員会会長、横内です。よろしく願いいたします。

○委員（戸澤英子）

皆さん、こんばんは。公益代表で八田地区代表の戸澤です。よろしく願いいたします。

○委員（鯨刀秀樹）

こんばんは。芦安地区で民生委員をやっております、鯨刀秀樹と申します。よろしく願いいたします。

○委員（名取泰）

こんばんは。公益代表で、若草地区の民生委員をやっております、名取です。何も知りませんが、皆さんにいろいろ教えてもらってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（今村幸治）

こんばんは。民生委員の甲西地区代表の今村です。よろしく願いいたします。

○委員（池川正美）

被用者保険代表で来た、健康保険組合連合会山梨連合会の池川と申します。よろしくお願いいたします。

○委員（小山篤）

南アルプス市薬剤師会に所属しております、小山といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（鯨刀仁）

保険医代表の歯科医師の鯨刀です。よろしくお願いいたします。

○委員（河野裕樹）

保険医代表の河野です。よろしくお願いいたします。

○委員（齊藤和磨）

保険医代表の齊藤です。在家塚で齋藤医院をしています。よろしくお願いいたします。

○委員（深沢眞吾）

保険医代表、巨摩共立病院の深沢といいます。よろしくお願いいたします。

○進行（細田課長）

ありがとうございました。

続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

職員の方は、前へお願いします。

○市民部長（内田）

皆さん、こんばんは。お疲れさまです。

4月より市民部の部長を務めさせていただいております、内田といいます。よろしくお願いいたします。

私事になりますが、国保は、平成22年、23年、24年、25年と4年間、リーダーとして在籍しておりますので、非常に懐かしいなと思っています。良い思い出かどうか疑問ですが、給付のほうは、皆さんに伺って、いろいろあったんですが、お金をいただくというのは非常に難しいなという思い出があります。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険担当（中丸）

4月より国保年金課に来ました、中丸といいます。よろしくお願いいたします。

○特定健診・特定保健指導担当（荻野）

皆さん、こんばんは。

同じく国保年金課特定健診・特定保健指導担当の荻野と申します。4年目になりますが、よろしくお願いいたします。

○国民健康保険担当（中島）

国保年金課の中島です。今年度3年目です。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険担当（長澤）

同じく国保年金課の長澤と申します。今年度2年目になります。よろしくお願いいたします。

○国民健康保険担当（櫻田）

国保年金課の櫻田と申します。今年4月に異動してまいりました。よろしくお願いいたします。

○国保年金課長（細田）

国保年金課課長の細田と申します。よろしくお願いいたします。2年目になります。引き続き、よろしくお願いいたします。

以上で、職員紹介を終わります。

続きまして、次第6、運営協議会についてであります。

初めて委嘱された委員がいらっしゃいますので、あらためて事務局から運営協議会について説明をさせていただきます。

中丸リーダー、お願いします。

○国民健康保険担当（中丸）

それでは、私から、簡単ではありますが、説明をさせていただきます。

すみません。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

国民健康保険運営協議会とはということで、国民健康保険の運営に関し、必要な意見の交換や調査、審議、市町村長への意見の具申等を行うための機関になります。

協議会で審議する内容ですが、保険給付、保険税の徴収等の事務に関する重要事項について審議いたします。

国保事業の運営に関する重要事項について市町村長は運営協議会に諮問し、運営協議会は審議した結果を答申して、市町村長の判断のための意見を提供する役割となっております。

組織・人数になります。南アルプス市の委員定数は条例で決まっております。被保険者代表、保険医または薬剤師代表、公益代表になります。6人ずつになります。被用者保険代表が1人という形になっておりまして、合計19名という形になっております。

また、協議会の会長1名と会長代理1名を置くこととされており、公益代表の中から選任することとなっております。

報酬になります。条例の規定に基づいて、1回の会議につき7千円という形で支払いを行います。会議は、2回程度という予定となっております。

任期ですが、国民健康保険法施行令によって、3年と規定されております。第10期の今回は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間となりますので、よろしく願いいたします。

2ページ目以降は、協議会に関する法令等になりますので、ご参考としていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○進行（細田課長）

運営協議会についての概要説明は、以上となりますが、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

○委員（今村幸治）

任期の関係ですが、われわれ公益代表の民生委員は、11月で終わる可能性があるんです。その場合はどうするんですか。

○進行（細田課長）

今回、公益代表の委員という形で、民生委員ということで慣例でお願いしたわけですが、民生委員の任期関係なく、3年お願いしたいと思っています。

○委員（今村幸治）

でも、それでは公益代表ではないのではないですか。

○進行（細田課長）

そこをなんとか、できればころころ変わるよりも、3年間しっかりやっていただきたいと思ひまして、民生委員となっているときは公益代表なので、ぜひよろしく願いします。

○委員（今村幸治）

それは分かりますが、12月になって任期が切れてしまえば、民生委員でなくなってしまうえば、公益代表でなくなってしまうのではないですか。

○進行（細田課長）

もし仮に変わるという場合であれば、また1名選任する必要があります。

○委員（鯨刀秀樹）

例えば、民生委員の任期が切れると、ここに書いてありますよね、任期が、ここに「ただし、補欠の委員の任期は、前任者の」だから、例えば今年の10月で終われば、それから2年何カ月は新しい人が入ってくるということですか。

○進行（細田課長）

先ほども申し上げましたように、原則3年やっていただくんですが、どうしても変わるということであれば後任を探しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（今村幸治）

どうしても変わるということではなくて、民生委員だから、こんなことをあまり何度も言ってもしょうがないんですが、民生委員だから公益代表になっているわけでしょう。民生委員の肩書きがあるわけでしょう。前提として、民生委員でなくなったら、平になった場合は、公益代表とは言えないではないですか。そこは検討したほうがいいと思います。

○進行（細田課長）

分かりました。

今この場でいろいろ議論するのも時間の関係で難しいので、今、今村委員のおっしゃったとおりのことを、また課内で検討しまして、またお話しさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（はいの声）

では、よろしくお願ひいたします。

次に、次第7、会長及び副会長の選任についてであります。

本日は、第1回目の会議であり、会長・副会長が空席となっており、規定により会長と副会長を選任する必要があります。

国民健康保険法施行令第5条の規定においては、協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。また、会長に事故あるときは、前項の規定に準じて、選挙された委員が、その職務を代行するとされております。

従いまして、公益代表6名のうちから、全委員の選挙により正副会長を選任することとなりますが、いかがいたしましょうか。

もしよろしければ、事務局案をお示しさせていただいてもよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

それでは、公益を代表する委員の中から、南部美和委員に会長を、横内里花委員に副会長をお願ひします。

委員の皆さまにお諮りしたいと思います。

いかがでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。

それでは、会長および副会長につきましては、皆さまのご承諾をいただきましたので、会長に

は南部美和委員、副会長には横内里花委員が選任されました。

南部会長、横内副会長、前の席へお願いしたいと思います。

それでは、会長が選任されましたので、ここで南部会長から、ごあいさつをいただきたいと思っています。

南部会長、お願いします。

○会長（南部美和）

皆さん、立派な方がいっぱいいらっしゃる中、順番なので申し訳ないんですが、私が会長ということで、私も全然、国保のことがよく分からないので、皆さんと一緒に勉強しながら、いろいろ意見があれば、市のほうに意見して、実りある会になればいいなと思っています。よろしくお願いします。

○進行（細田課長）

それでは、これより議事に入らせていただきます。

南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、会議の成立についてご報告いたします。

本日、19名の委員のうち18名の委員が出席されており、過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しましたことをご報告いたします。

続きまして、本運営協議会は、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただいております。ご意見、ご質問等をされる場合は、お名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願い申し上げます。

また、本運営協議会は、公開で行うものとされており、運営協議会の開催および公開については、市ホームページにて周知をしております。

また、南アルプス市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることとしております。

会議の公開に当たり、傍聴の定員を5名として周知いたしましたが、本日は、傍聴希望者がいませんでしたので、ご報告いたします。

それでは、次第9、議事に移りたいと思います。

本日は、市長からの諮問事項等はありませんが、初めての会議ということで、2つの議事を用意させていただきました。

運営協議会規則第5条第1項の規定により、南部会長に議長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○会長（南部美和）

議事に先立ちまして、規則第7条により、会議録を作成することになっております。

会議録署名委員2名を指名いたします。

会議録署名委員に、清水栄男委員、戸澤英子委員を指名いたします。

よろしく申し上げます。

今日は傍聴者はいないということなので、議事に入りたいと思います。

まず、議事案件の（1）国民健康保険の状況等について、事務局より説明をお願いします。

○国民健康保険担当（中丸）

それでは、資料2をお開きください。

再任していただいた方も多くいられますので、かなり話が重複してしまうかもしれませんが、よろしく願いいたします。

簡単であります、説明させていただきます。

まず、国民健康保険の制度がどんなふうになっていたかということになるんですが、加入者の年齢層が高い、医療費水準が高い、所得水準が低いというようなことから、なかなか市町村での運営が難しくなってきました。

平成30年に国保改革が行われました。それまでは、国保の運営は市町村ごとに行っていましたが、この改革により都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となって、保険者に代わり中心的な役割を担うことになりました。

市町村の役割といたしましては、従来どおり、保険証の交付や窓口、保険税の賦課徴収、特定健診を今までと変わらずに実施することになりました。

財政面としては、市町村が都道府県に国保事業費納付金を納め、都道府県は給付費を全額市町村に交付するという仕組みになりました。

市町村ごとに別々の財布で運営していた状況から、都道府県単位での1つの財布で国保の運営費用を賄うような仕組みと変更になりました。

これが1ページの図になっておりますので、またご覧いただければと思います。

続きまして、2ページ目になります。

加入者の年齢構成を示すグラフになります。

まず、上記左のグラフですが、南アルプス市全体の中で国保加入者の割合を示したものです。市の人口は、4月1日現在71,395人です。そのうち国保加入者は15,076人という形で、加入者の割合は21.1%となっております。

年齢別で見ますと、0歳から59歳までの加入者は、加入率は低い、60歳以上の加入者の率が高くなっております。特に70歳から74歳までは、約80%の方が国民健康保険に加入をしていらっしゃいます。

次に、右のグラフになります。

65歳から74歳の方が、全体の半数を占めているという状況になっております。ですので、本市においても、加入者の年齢構成が高い状況となっております。

続いて、下の図になります。

こちらは加入者の推移を示すグラフになります。

加入者は、毎年減少をしております。約10年前と比較すると、5千人ほど減っております。さらに、ここ数年で団塊の世代の方が75歳になり、国保から後期高齢者医療に変わる方が、毎年800人、900人いらっしゃいますので、今後もさらに減少が続いていくと考えられます。

ページをめくっていただきまして、3ページをご覧ください。

こちらは、保険給付費の推移を示すグラフになっております。

保険給付費とは、医療費のうち国保で費用負担をしている部分の費用になります。平成27年度をピークに、給付費は上昇傾向にありましたが、平成28年度以降はやや減少しております。令和2年度に関しましては、コロナの影響もあるということで、大幅に減少になっております。

しかし、令和3年度になると、コロナも落ち着き始めたということもありまして、給付費は増えてきております。

加入者は減少しておりますが、給付費自体は10年前と比べていただくと、あまり変わっていないということで、1人あたりの給付費とすると右肩上がりなのかなという形になっております。

続いて、下の図になります。

1ページで少し制度の改革というお話をさせていただいたんですが、現在は市町村が都道府県

に納付金として納める額になっております。こちらは、医療費、所得水準等によって額が決定されております。

この図の一番右になるんですが、平成30年から令和5年までの6年間は、制度の改正により急激な負担増にならないようにという形で、調整措置になっております。

上記で給付費を説明させていただきましたが、令和3年度は、給付費がかなり増えてきておりますので、来年度以降の納付金が増えていくのではないかとという形で推測がされます。

続いて、ページをめくっていただきまして、4ページになります。

国保税の推移になります。

オレンジ色の部分が税率等の変更をしたところになります。赤字は地方税法等の一部改正によって変更になった部分になります。

なかなか市町村単位での運営が厳しくなってきたという中で、平成30年に制度が変わったんですが、やはり南アルプス市も平成30年以前は、なかなか厳しいという形で、平成21年、23年、28年は、税率を引き上げとなっております。

令和3年度は、先ほどお話をさせていただいた納付金があるんですが、納付金が減額になったということもありまして、減額の改正となっております。

今後は、納付金の緩和措置がなくなります。また、加入者も減少して、国保税が減少していくという中で、税率を上げないような運営ができるように、基金等を活用して運営をしていきたいと思っております。

続いて、下の図をご覧ください。

国保税の調定額、収納率になります。

調定額というのは、実際に加入者の税金を計算して納めていただく金額になります。調定額に対しまして、全額が納入された場合、収納率は100%となります。

調定額に対してどのくらいの率で納入されたかを示す比率が収納率になります。調定額は、平成28年度に税率を変更した関係で、一度増額になっております。加入者の減少により全体的に右肩下がり減少傾向にあります。

一方、収納率ですが、かなり向上しており、令和3年度は97.4%となりました。

国保財政の安定的な運営のためには、国保税の確保は大きな課題となっており、今後も税の確保のために収納率向上の取り組みを推進していきたいと考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。

上記は、決算状況になります。ここ数年、実質単年度収支が黒字という形になっております。基金に積み立てを行っております。

しかし、令和元年度の黒字額を見ますと、約4千万円ということですが、先ほど、3ページで納付金を見ていただきましたが、緩和措置で5千万円が減額になっておりますので、緩和措置がなければ、実質赤字だったという形になります。

平成30年度から令和元年度の納付金の、先ほど見ていただいた増額になった額が約6千万円になりますので、医療費等の水準によって、かなり納付金の変動して増える可能性があると考えられます。納付金が増額になった場合でも、国保税を上げずに運営できるように、現在、基金の積み立てをしまして、安定的な運営をしていければと思っております。

続いて、下の図になります。

こちらは、今年度の予算の状況になっております。左が歳入、右が歳出ということで、70億9,551万円という予算額になっております。

主立ったものになるんですが、やはり最も大きな割合を占めているのが保険給付費という形で、約50億円で、歳出の70%を占めております。この費用を賄うための財源が、左のグラフの県支出金となっております。国保の制度改革によって、保険給付費に係る費用は全て県から交付金として市の歳入に入ります。

歳出で2番目に大きな役割を占めているのが、納付金になります。約19億円という形で、歳出の27.4%を占めております。この納付金は、市町村が県に納めるというもので、この納付金の費用を賄うための財源が、歳入の国民健康保険税等になります。この費用の大きな割合を占める国民健康保険税をこれからも確保していくことが、今後も安定した財政運営には不可欠だということになります。

最後になりますが、安定した運営をしていくために、今後の納付金の動向と基金残高の推移を注視していきたいと思っております。

簡単ではありますが、これで説明を終わらせていただきます。

○会長（南部美和）

ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

○委員（池川正美）

お聞きしたいと思って、5ページにありますように、70億円の南アルプス市の予算ですが、そのうちの14億円が加入者の、15,200人ですか、この15,200人の加入者は、世帯で9,400ですが、所得によって減免があると思うんですが、7割、5割、2割の減額をされている人が、該当者がいると思いますが、何割くらいの方が15,200人のうちの、9千の世帯のうち何世帯くらいが減免、所得によってなっているのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

それと4ページの上の表は、千円単位ではなくて円だと思いますが、違うでしょうか。私の見間違いでしょうか。

○国民健康保険担当（中丸）

減免されている7割、5割、2割という方たちの割合とすると、半分、5割です。5千世帯という形になっております。

○会長（南部美和）

大丈夫でしょうか。

（はいの声）

そのほか、ご意見等ございますか。

私も初めてなので、難しくてよく分からなかったんですが、大丈夫ですか、皆さん。

要は歳入と歳出が同じであればよいということなんですか。この県の支出金が保険給付費になって、税が事業費納付金みたいな感じですか。

○国民健康保険担当（中丸）

この給付費に関しては、県支出金という形で、県で負担をしていただくんですが、その代わりではないんですが、今までは医療費の部分に関しては、全て市町村で支払いという形になっていたんですが、今度は国保税とかは市町村が集めて県にいったん納付をしまして、医療費を全額、県でみてるという仕組みに変わっております。

県も医療費の推移、所得の推移等を見て、南アルプス市は21億円だよとか、そういう計算の下、負担額はこちらの形になっております。

○進行（細田課長）

補足説明ですが、予算で歳入と歳出が同額になって、これを基に今年運営をしていくということで、これで歳出が増える場合もあるし、下がる場合もある。また、歳入が増える場合もあるし、下がる場合もある。そういうことです。よろしくお願いします。

○会長（南部美和）

ありがとうございました。

ほかになければ、次の議題に進んでもよろしいでしょうか。

次に、議事案件の（２）特定健診等について、事務局よりお願いします。

○特定健診・特定保健指導担当（荻野）

それでは、特定健診等について説明をさせていただきます。

資料3をご覧ください。

着座にて失礼いたします。

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病予防のための検査項目が設けられた、40歳から74歳の方を対象とした健診です。

資料の1ページをご覧ください。

これは、令和2年度の受診率になりますが、令和2年度は新型コロナの影響により全国的に受診率が低下しており、南アルプス市でも55%と、前年度より2.4ポイント低下しましたが、県内13市の中では甲州市の55.2%に次いで第2位となります。

国で示す目標値が60.0%ですが、その目標値にはまだ達していませんが、山梨県の平均受診率が39%、全国平均の33.7%と比較すると、高い受診率と言えます。

令和3年度、昨年度は、まだ正式な受診率は示されていませんが、国保の方のみで前年度より229人増加し、6,364人の方が特定健診を受診されており、受診率が少し回復する見込みであります。

次に、資料の2ページをご覧ください。

特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に対して実施する特定保健指導ですが、令和2年度の実施率が63.9%であり、県内13市の中では韮崎市に次いで第2位となっています。山梨県や全国平均と比較すると、高い受診率です。

次に、資料の3ページをご覧ください。

これは、総医療費のうち医療費割合の高い疾患を第10位まで、国保被保険者と後期被保険者別に示した表になります。

国保被保険者の状況を見ると、最も医療費割合が高いのは人工透析などの慢性腎臓病、次いで、糖尿病が過去5年間変わらず第2位となっています。

下の後期高齢者の状況を見ても、人工透析などの慢性腎臓病が上位にあり、糖尿病も毎年6位以内に入っています。

人工透析に至った原因の約6割が生活習慣病に起因するものであり、そのうちの6割が糖尿病に起因するものと言われていますが、ここで資料の4ページをご覧ください。

これは、患者千人あたりの糖尿病患者の年次推移です。黒い棒が南アルプス市です。上のグラフの国保被保険者の状況を見ますと、南アルプス市は、国や県よりも糖尿病患者さんの割合が高い状況です。下の後期高齢者のグラフを見ますと、令和3年度、国や県よりも糖尿病の患者さんの数は少ないのですが、患者さんの割合は年々増加傾向です。

ここで資料の3ページに戻ってください。

糖尿病や人工透析のほかに、緑色の関節疾患が国保でも後期でも上位を占めており、後期では黄色の骨折が第1位となっています。

本日の資料にはありませんが、介護保険の新規認定者の主治医意見書の疾患名には、認知症や筋骨格系の疾患、また、転倒骨折や高齢による衰弱など加齢に伴うものが多く、フレイルの顕在化が伺えます。フレイルというのは、加齢により心身が衰えた状態のことを言います。

以上のような医療費分析を踏まえて、南アルプス市では、糖尿病性腎症の重症化予防やフレイル予防に取り組んでいます。令和4年度からは、国保年金課、健康増進課、介護福祉課等で庁内連携を図り、健康課題を共有しながら一体的に事業を実施しております。

今後も、先生方や地域の皆さまの協力をいただきながら事業を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○会長（南部美和）

委員さんで何かご質問等ありますでしょうか。

○委員（今村幸治）

2ページの特定保健指導終了率、指導が終わった人ということですね。南アルプス市63.9%となっているんですが、右側の本県の、これは平均の話、46%という、この一番下の県平均のものが、こちらのグラフということですね。右と左が整合していないということですね。右のグラフは、県平均のグラフと全国平均のグラフ、左の表は、それぞれの市町村の表ということですね。

○特定健診・特定保健指導担当（荻野）

そうです。

○会長（南部美和）

そのほかに何かありますでしょうか。

南アルプス市で糖尿病が多いのは、やはり果物ですか。

○特定健診・特定保健指導担当（荻野）

そこのところは、一概にそうとも言えないんですが、やはり果物を摂取する機会が多いと思います。それが原因かという一概には言えません。ただ食べる機会が多いので、結果説明の際にも、1日の適量などを説明させていただいています。

○会長（南部美和）

1人あたり、糖尿病でどのくらいかかっているんですか。前に500万円と聞いたんですが、1人どのくらいですか。もし糖尿病になってしまったら、その人にかかる保険というか、負担していただいている保険料みたいな、医療費とかは。

○特定健診・特定保健指導担当（荻野）

糖尿病ではなくて、500万円というのが、人工透析の方が大体1人あたり年間500万円くらいかかると言われています。

○進行（細田課長）

補足説明させていただきますと、それに対して患者さんの負担ですが、月1万円か、所得によって2万円かということなので、年間12万円ないし24万円ということなので、非常に保険者の負担が大きいということになっております。

○委員（深沢眞吾）

透析の患者さんの今の比率の話で、6割は生活習慣病に起因する、さらにその中の6割が糖尿

病が起因する、それは36%が糖尿病によるもので、それ以外が糖尿病とは関係なく透析になっているということです。だから、糖尿病だけが、それは病気としてはいろいろな素因とストレスということで、全部が何か食べるものだけとか、そういうふうではないので、素因と生活習慣と両方からきちんとアプローチをしなければいけないし、透析になっている人の中で、必ずしも今言ったような割合で、糖尿病の人が大多数ではありませんので、いわゆる単純に糖尿病としての生活習慣だけからそういうふうになっているわけではないということと、補足説明の中にもありましたが、透析の患者さんは、その透析ができなくなると亡くなってしまいます。それにどのくらいお金が自分で払えるかということは、お金そのものが払えるか払えないかが、すぐ直結します。なので、そういうふうな制度がないと生活できないということになるので、個人の負担は非常に少ないというのがありますが、それは、それができなくなった瞬間にもう終わりだということと直結しているのです、そのように保護されているというふうに思います。

当然、予防の措置や、非常に南アルプス市はいろいろな指導を、説明があったように、他の市町村から比べると、かなり頑張っていて指導されているということで、やはり予防に努めるのが一番ですので、いろいろな食生活の改善とか愛育会とか、さまざまな大切な活動をされていると思いますが、そういうことが非常に大事だということ意識したいと思います。

○会長（南部美和）

ありがとうございました。

ほかに何か、この際なので聞いてみたいことがあったら、いかがですか。

（なし）

ないようですので、これで議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○進行（細田課長）

以上で、本日の全ての議事が終了いたしました。

南部会長、ありがとうございました。

次に、次第10、その他に入ります。

委員の皆さま方から何かご意見があれば、議事とは関係なくご意見があれば、お願いしたいと思います。

（なし）

それでは、事務局から連絡事項があります。

本運営協議会は、年2回ほど開催を予定しております。次回の協議会は、2月ごろを予定しております。近くなりましたら、会長、副会長と日程を相談し、あらためて通知させていただきます。よろしくお願いします。

また、先ほど委員さんからお話があった任期の件につきましても、こちらで協議をさせていただきました。またお話をさせていただきたいと思います。皆さまにもお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、冒頭にお話した、委員の皆さまの今回の報酬につきましては、7月中にお支払いを予定しております。本年中に開催の支払分については、来年1月ごろに令和4年分の源泉徴収票をお送りしますので、よろしくお願いします。

事務局からの連絡事項は以上となります。

最後に、閉会の言葉を、横内副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副会長（横内里花）

本日は、お疲れのところ、運営協議会にご出席いただき、ありがとうございました。

本当に私にとっても、日ごろから大変身近にある国民健康保険ですが、市に運営協議会があることすら承知していませんでした。今さらながらではございますが、会議のたびに勉強させていただき、関わっていただけらと思っております。

これをもちまして、令和4年度南アルプス市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

○進行（細田課長）

ありがとうございました。

委員の皆さまには、夜分、お疲れのところ、会議の進行にご協力いただき、誠にありがとうございます。

これをもちまして、本日の全ての日程を終了いたしました。

ありがとうございました。

お気をつけてお帰りいただきたいと思います。

閉会 午後 7時56分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

国民健康保険事業
運営協議会長

会議録署名員

会議録署名員